

(仮称) 新潟市犯罪被害者等支援推進計画素案 概要

第 1 計画策定について

計画策定の趣旨、位置づけ等について明記

1 計画の趣旨

計画を策定する背景、計画を策定する目的 など

2 計画の位置づけ

支援条例第 8 条の規定により本計画を定めることを明記

3 計画の期間

令和 5 年度から 9 年度までの 5 年間

第 2 犯罪被害等の現状

データより刑法犯認知件数及び相談件数の現状、犯罪被害者等が置かれる状況について整理

1 本市における刑法犯認知件数等

- ・ 刑法犯認知件数
- ・ 刑法犯罪種別対比
- ・ 本市の犯罪被害者等支援総合窓口における相談状況
- ・ 性暴力被害者支援センターにいがたへの相談件数

2 犯罪被害者等の置かれる状況

直接的被害、二次的被害、再被害等、犯罪被害者等が置かれる状況について整理

第 3 計画の基本的な考え方

計画における方針、犯罪被害者等支援における体制及び重点課題について明記

1 基本理念・方針

条例第 3 条に基づき、4 つの基本方針を掲げ支援に取り組むことを明記

2 支援体制

- ・ 犯罪被害者等支援総合窓口によるワンストップサービス実施
- ・ 関係機関等との連携（県警、支援センター、県）

### 3 重点課題

犯罪被害者等支援における本市の重点課題として、「犯罪被害者等支援に関する市民等の理解の増進」及び「犯罪被害者等の支援ニーズの把握及び支援施策拡充」を明記

## 第4 具体的な取組み

本市における犯罪被害者等支援施策を条項ごとに整理

### 1 相談及び情報の提供 【条例第13条】

- (1) 犯罪被害者等支援総合窓口の設置
- (2) 犯罪等に起因する各種相談

### 2 心身に受けた被害及び影響からの回復 【条例第14条】

- (1) カウンセリング費用の助成
- (2) 障がいのある方への年金等の支給
- (3) 身体障がい者手帳・精神障がい者保健福祉手帳の交付
- (4) 障がいのある方への手当の支給
- (5) 自立支援医療に関する支給

### 3 日常生活の支援及び配慮 【条例第15条】

- (1) 一時保育（一時預かり）サービスの提供
- (2) 母子生活支援施設への入所措置
- (3) 子育て短期支援（ショートステイ）サービスの提供
- (4) ひとり親家庭等に対する日常生活支援

### 4 安全の確保 【条例第16条】

- (1) 住民基本台帳事務における支援措置
- (2) 税の諸証明の発行制限

### 5 居住の安定 【条例第17条】

- (1) 市営住宅の抽選倍率の優遇
- (2) 転居費用の助成
- (3) 物件探しの支援

### 6 雇用の安定 【条例第18条】

- (1) 生活困窮者への自立相談支援
- (2) ひとり親家庭の就労に関する給付金の助成
- (3) ひとり親家庭等への就労・自立の支援

## 7 経済的負担の軽減 【条例第 19 条】

- (1) 犯罪被害者等見舞金の支給
- (2) 犯罪被害者等支援にかかる資金の貸付け
- (3) 交通遺児等激励事業
- (4) 国民健康保険料の減免
- (5) 遺族への年金等の支給
- (6) 子育てに関する経済的支援
- (7) 就学に関する経済的支援
- (8) 生活保護制度

## 8 市民等の理解の増進 【条例第 20 条】

- (1) 市民全般へ向けた広報啓発活動
- (2) 事業者に対する啓発活動

## 9 教育活動の推進 【条例第 21 条】

学校における啓発活動

## 10 人材の育成 【条例第 22 条】

庁内関係部署職員に対する研修の実施

## 11 民間支援団体に対する支援 【条例第 23 条】

自助グループ活動の支援

## 第 5 進行管理

進行管理における手法等を明記

### 1 取り組み状況の公表

年度ごとにホームページで公表することを明記

### 2 計画の見直し

計画期間中においても必要に応じて計画を見直すことを明記

## 資料編

- 1 新潟市犯罪被害者等支援条例
- 2 新潟市犯罪被害者等支援にかかる資金の貸付に関する規則
- 3 新潟市犯罪被害者等見舞金支給要綱
- 4 新潟市犯罪被害者等助成金支給要綱
- 5 新潟市犯罪被害者等支援にかかる庁内連絡会議開催要綱